

ストップ!

STOP!



ネット・ハラスメント

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具です。

でも、使い方を間違えたり悪意をもって使うと**凶器**にもなります。

STOP 1

人の悪口を書き込んだり、相手の人格を否定することは書き込まない。

STOP 2

あいまいな情報を、おもしろがって拡散しない。

STOP 3

証拠のないうわさ話や情報を書き込まない。

STOP 5

他人の秘密に関わる情報を無断で載せない。

STOP 4

他人の書き込みを“あおる”書き込みをしない。

インターネットは、使い方次第で

かがいしや

加害者

にも

なるかも



インターネットは、匿名で気軽に情報を発信できますが、他人の悪口や秘密を書き込むといった「人権侵害」も起こっています。使い方を間違えると人の心を傷つけてしまう「凶器」にもなるのです。

インターネット上のサイトなどで、いわゆる同和地区やそこに住んでいる人達の悪口や間違った情報を書き込む差別事例や、外国人に対するヘイトスピーチと受け取れる差別事例が続いています。



インターネット上では、一度掲示板などに書き込みをすると、一瞬にしてたくさんの人に広がり、また完全に削除することは簡単できません。被害にあった人は長い間苦しい思いをします。



※ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を差別する言動のこと。

インターネットを悪用することなく、

お互いの人権を尊重した行動をとるようにしましょう

あなた自身が ひがいしや 被害者 にも しれません



じんけんしんがいは
人権侵害の
じれい
事例を
みてみましょう。



無料通話アプリなどで悪口や仲間外し

事例 1



うっかり「？」をつけ忘れたために…



ひぼうちゆうしょう
なりすまし投稿による誹謗中傷※1

事例 2

他人になりすまして書き込んで…



差別表現・差別書き込み

事例 3

いわゆる同和地区の地名や人物名を書き込む、また、在日外国人や障がいのある人（ひぼうちゆうしょう）を誹謗中傷する書き込みが数多く見られます。



うっかり「？」をつけ忘れてグループラインに書き込みをしてしまったAさん。すると…メンバーから「ひどい！」等の書き込みが…



誰かになりすます、誰かをだますような書き込みをすることは重大な犯罪です。



へえ、それ面白そう！友達にもその内容メールしてみよう。



Aさんの発言だけ無視する、グループから突然外す、Aさん以外とグループをつくり悪口を言うなどのいじめがありました。

人の心を深く傷つけ、時には命に関わる深刻な事態になることがあります。



無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することはプライバシーの侵害にあたります。



バシた！

ネットの書き込みを調べると△校のCさんの仕業だと判明。学校間トラブルに発展しました。

ネット上にあなたやあなたが住んでいるところについて悪意のある書き込みをされたらどう思いますか？



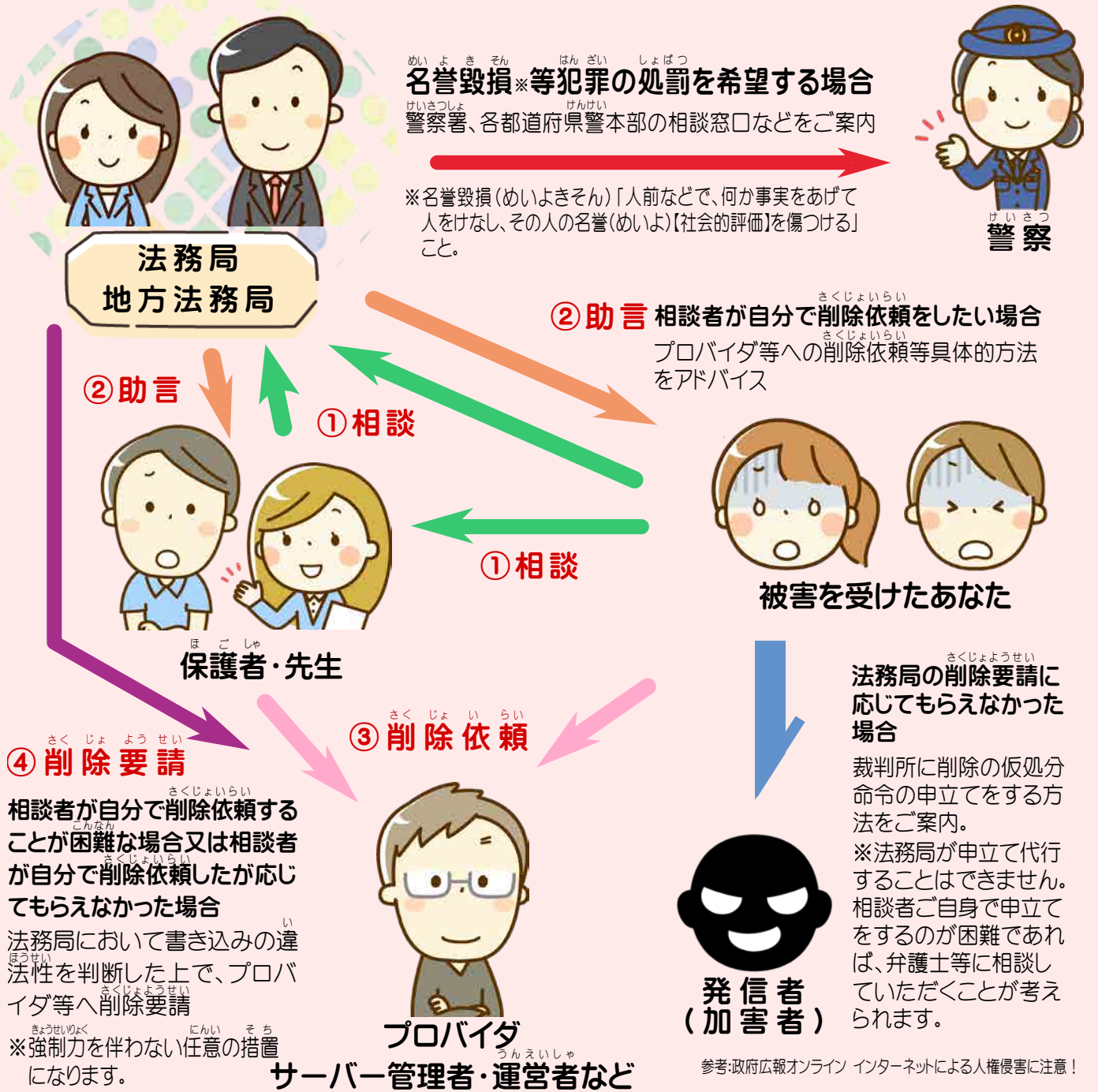
自分がやられて嫌なことはやらない。

※1 誹謗中傷（ひぼうちゆうしょう）とは、悪口などを書き込むなどして、相手の人格や名誉（めいよ）をおとしめたり傷つけたりする行為です。インターネット上の誹謗中傷は、内容によって名誉棄損罪（めいよきそんざい）や侮辱罪（ぶじよくざい）などの刑事責任を問われる場合があります。

再投稿（再書き込み）・拡散する前に気を付けること

- 他の情報と比べてみる
- 情報の発信元を確かめる
- その情報はいつ頃書かれたものか確かめる
- 1次情報を確かめる

インターネットで被害を受けた時は・・・法務局への相談(削除をしてもらう)の流れ



こころとからだ・いのちを守るために！
 SNSによる誹謗中傷被害への対処法はあります。

攻撃しているのはごく一部だと分かっている人も人は傷つきます。

まずは、できることからやってみましょう！

- ・見えなくする「設定」
- ・非表示「ミュート」機能
- ・つながりを絶つ「ブロック」機能

返信や、コンタクトができる相手を制限できる機能もあります。それぞれ、名称や操作方法等は、サービスやアプリによって異なります。調べて確認しながら使ってみてください。

発信者の特定も可能。
 特定の発信者を特定して、損害賠償請求などを行うことも可能です。
 発信者開示請求を行いたい場合は、弁護士にご相談ください。

インターネット問題で相談したいことがあったら・・・

人権擁護委員による人権相談
【市民相談課】

072-784-8011

相談日時等

第3木曜日
13:00～16:00
(祝日除く)



秘密厳守

事前予約

要当日約

※当日予約は、事前に予約が入っていない相談枠が対象となります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

人権擁護委員による人権相談
【「ふらっと」人権センター】

072-781-6006

相談日時等

第2土曜日
13:00～16:00
(祝日除く)



秘密厳守

事前予約

※予約は、相談日の週の水曜日まで

違法・有害情報相談センター

インターネット上の書き込みにより名誉毀損やプライバシー侵害などの被害にあわれた場合、相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。

インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。

<https://ihaho.jp/>
(総務省委託事業)



法務省「インターネット人権相談受付窓口」

法務省の人権擁護機関(法務局)では、インターネットでも人権相談を受付けています。削除依頼の方法について相談者に助言を行うほか、内容に応じて法務局からプロバイダに削除要請を行います。

<https://jinken.go.jp/>



兵庫県警察サイバー情報発信室

サイバー犯罪に関する情報や相談等

緊急案件は**110番**
又は最寄りの警察署へ



インターネット上の誹謗中傷や差別等

078-891-7877

弁護士と専門職(サポートチーム)による解決に向けた相談窓口。
詳しくはホームページを
検索してください。

メール相談: <https://www.hyogo-jinken.or.jp/consult>



公益財団法人兵庫県人権啓発協会

検索

一人で悩まないで！
相談できる場所はたくさんあります。

電話、メール、各種SNS、
Webチャット等を使って
誰にも知られずに相談する
ことができる公的窓口は
色々あります。

家族やお友達に
相談しにくいなあ
と思ったら専門の人に
相談してください。



部落差別の解消の推進に関する法律

〔平成28(2016)年12月16日施行〕

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

部落差別(同和問題)は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。

偏見や差別に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

部落差別解消推進法第6条に基づき実施した、部落差別の実態に係る調査の結果によれば、部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。



一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう！

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 〔平成28（2016）年6月3日施行〕

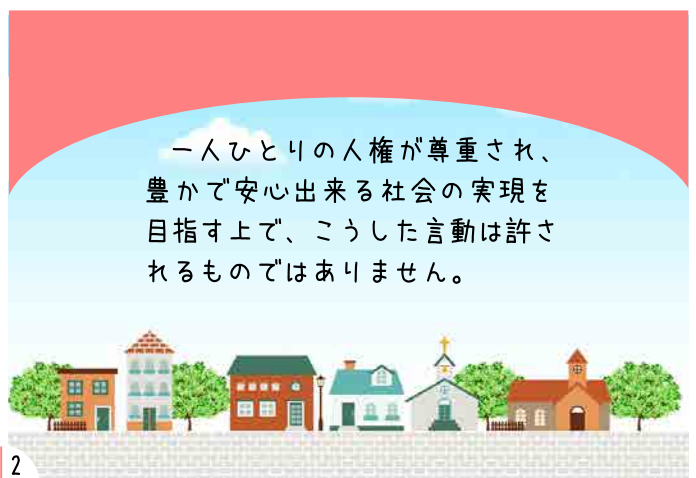
我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

（目的）

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。



※ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々のことを排斥する差別的言動のこと。

ネットの書き込み
とくにやったらあかん5項目
あなたは守れてる？



ひと わるくち
人の悪口を
か
書き込んだら
あかん



かくこん
確認していない
じょうほう かくさん
情報を拡散したら
あかん



ばなし ま う
うわさ話を真に受けて
か
書き込みしたらあかん



たにん か こ
他人の書き込みを
バカにしたらあかん



こじん じょうほう
個人の情報を
かって か こ
勝手に書き込んで
だらあかん

伊丹市



ちょっと待って!!
その一言! SNS等に
書き込む前によく考えて!

伊丹市では「インターネットモニタリング事業」を実施しています。
差別を助長する書き込みや人権侵害にあたる書き込みを監視し、
必要に応じて法務局等と連携して、削除要請をしています。

市民自治部 共生推進室 同和・人権・平和課
伊丹市千僧1丁目1番地
TEL:072-784-8077/FAX:072-780-3519